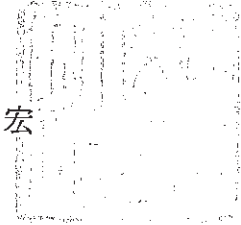


国海総第35号
平成25年4月18日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣 太田 昭宏



交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第174号

船舶交通の安全・安心をめざした取組みについて

諮問理由

我が国における海難隻数は、様々な船舶交通安全に係る施策の推進により減少傾向にあるものの、依然として多くの海難が発生し、毎年貴重な人命・財産が失われている。今後においても、船舶の大型化の進展、船員の高齢化、船舶の高船齢化により潜在的な海難のリスクが高まっていくものと考えられる。

海上保安庁においては、現在、海上交通センターの運用強化やAISを活用することで、個々の船舶に対するきめ細やかな安全情報の提供を行い、航行安全環境の維持、向上に努めている。他方、航海用電子海図の搭載義務化の進展やAISの高度化など、新たな環境変化も著しいものがある。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの船舶及び航路標識に甚大な被害をもたらしたが、その経験を踏まえ、今後、発生が予想される大規模災害に対する船舶交通の安全対策についても、速やかに対策を講ずる必要がある。

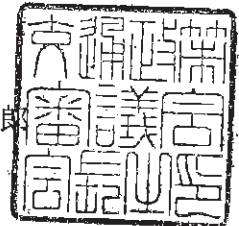
このような状況の中で、我が国の経済活動の根幹を支える船舶交通の安全のより一層の向上を図る必要があることから、新たな船舶交通安全政策の方向性及び具体的施策について、本審議会のご意見を賜りたく、諮問するものである。



国交政審(海)第4号
平成25年4月18日

交通政策審議会海事分科会
分科会長 落合 誠一 殿

交通政策審議会
会 長 浅野 正一郎



交通政策審議会海事分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第174号「船舶交通の安全・安心をめざした取組みについて」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき海事分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。